裁判所職員採用総合職試験 （院卒者試験、人間科学区分）	昭和58年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの １　大学院修士課程又は専門職大学院専門職学位課程を修了した者及び平成26年３月までに大学院修士課程又は専門職大学院専門職学位課程を修了する見込みの者 ２　最高裁判所が１に掲げる者と同等の資格があると認める者	４月１日	４月２日～ ４月15日	６月２日	６月22日 （政策論文試験及び専門試験） ６月24日～ ６月27日 （人物試験）		７月８日
裁判所職員採用総合職試験 （大卒程度試験、法律・経済区分）	１　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者 ２　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの ⑴　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者 ⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者	４月１日	４月２日～ ４月15日	６月２日	６月22日 （政策論文試験及び専門試験） ６月26日～ ７月８日 （人物試験）	７月24日～ ７月30日	８月９日
裁判所職員採用総合職試験 （大卒程度試験、人間科学区分）	１　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者 ２　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの ⑴　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者 ⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者	４月１日	４月２日～ ４月15日	６月２日	６月22日 （政策論文試験及び専門試験） ６月24日～ ６月27日 （人物試験）		７月８日
裁判所職員採用一般職試験 （大卒程度試験）	１　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者 ２　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの ⑴　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者 ⑵　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者	４月１日	４月２日～ ４月15日	６月２日	６月26日～ ７月23日		８月15日
裁判所職員採用一般職試験 （高卒者試験）	１　平成25年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成26年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ２　最高裁判所が１に掲げる者に準ずると認める者	５月22日	７月16日～ ７月25日	９月15日	10月18日～ 10月31日		11月15日

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５号
滋賀県高島市安曇川町南船木514番地
債務者　藤井デンキこと　藤井　康彰
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永芳　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１６号
広島県東広島市黒瀬町上保田308番地１、住民票上の住所広島県呉市阿賀南８丁目１番２号
債務者　有本　藤恵
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１４号
広島市南区翠４丁目２番６―101号、申立時の住所広島県東広島市黒瀬松ケ丘617番地43
債務者　美容室サロン・ド・ベルこと　利光ミツコ
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　見之越常治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０１号
北海道紋別市新生39番地の９
債務者　山本　幸男
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小門　史子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月28日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０２号
北海道紋別市緑町１丁目４番10号
債務者　栃山　建一
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小門　史子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月28日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６０号
神戸市長田区堀切町14番10号　寿マンション302号
債務者　南場　敏雄
１　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　基安
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７号
愛媛県四国中央市金生町下分1244番地の２
債務者　越智　義人
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　正明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
松山地方裁判所西条支部